

# 四半期報告書

(第23期第1四半期)

自 平成20年10月1日  
至 平成20年12月31日

株式会社篠崎屋

埼玉県春日部市赤沼870番地1

## 表紙

## 第一部 企業情報

## 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

## 第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	5
3 財政状態及び経営成績の分析	5

第3 設備の状況	7
----------	---

## 第4 提出会社の状況

## 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) ライツプランの内容	15
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	15
(5) 大株主の状況	15
(6) 議決権の状況	15

2 株価の推移	16
---------	----

3 役員の状況	16
---------	----

第5 経理の状況	17
----------	----

## 1 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表	18
(2) 四半期損益計算書	20
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	21

2 その他	26
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	33
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第23期第1四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)
【会社名】	株式会社篠崎屋
【英訳名】	SHINOZAKIYA, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 樽見 茂
【本店の所在の場所】	埼玉県春日部市赤沼870番地1 (同所は登記上の本店所在地で、実際の業務は下記で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	埼玉県越谷市千間台西一丁目13番5号
【電話番号】	048-970-4949
【事務連絡者氏名】	管理本部経理部長 若松 一実
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期 第1四半期 累計(会計)期間	第22期
会計期間	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 10月1日 至平成20年 9月30日
売上高(千円)	1,442,127	6,317,500
経常損失(△)(千円)	△1,451	△412,966
四半期(当期)純損失(△)(千円)	△454,577	△1,056,862
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-
資本金(千円)	2,705,926	2,705,926
発行済株式総数(株)	143,166	143,166
純資産額(千円)	1,377,264	1,832,752
総資産額(千円)	3,240,230	4,031,140
1株当たり純資産額(円)	9,620.05	12,801.59
1株当たり四半期(当期)純損失金額(円)	△3,175.18	△7,382.08
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-
自己資本比率(%)	42.5	45.5
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	110,617	-
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	325,583	-
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	△361,890	-
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	221,990	-
従業員数(人)	171	182

- (注) 1. 平成20年12月24日付にて連結子会社である楽陽食品株式会社及び持分法適用関連会社である株式会社ミズホの両社全株式を譲渡した結果、平成21年9月期第2四半期より非連結決算となるため、通期を通しての統一性と整合性を図る観点より当第1四半期より非連結となったことから、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。
4. 第22期は連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、主要な関係会社の異動は、次のとおりです。

### <卸売事業>

連結子会社の楽陽食品株式会社は、全株式を譲渡したことにより、連結の範囲より除外しております。

また、関連会社の株式会社ミズホ及び株式会社ミズホの100%子会社の株式会社サッポロ巻本舗は、株式会社ミズホの全株式を譲渡したことにより、持分法の適用範囲より除外しております。

## 3【関係会社の状況】

当社は、平成20年12月4日開催の取締役会において、連結子会社である楽陽食品株式会社および持分法適用関連会社である株式会社ミズホの全株式を、株式会社レバレッジパートナーズに譲渡することを決議し、平成20年12月24日に譲渡いたしました。これにより、楽陽食品株式会社および株式会社ミズホは、当社の連結子会社及び持分法適用関連会社に該当しないこととなりました。

## 4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	171	(189)
---------	-----	-------

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は( )内に1人1日8時間換算による当第1四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
2. 前事業年度末と比較して、従業員数が11名減少しておりますが、生産体制の圧縮によるものであります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1)生産実績

当第1四半期会計期間における生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第1四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
	金額(千円)
食品製造販売事業	
小売事業	115,748
外食事業	8,841
卸売事業	558,775
合計	683,365

(注)1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 金額は、製造原価で記載しております。

#### (2)仕入実績

当第1四半期会計期間における仕入実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第1四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
	金額(千円)
食品製造販売事業	
小売事業	108,160
外食事業	74,035
卸売事業	37,482
合計	219,677

(注)1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 金額は、仕入価格で記載しております。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第1四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
	金額(千円)
食品製造販売事業	
小売事業	404,926
外食事業	214,110
卸売事業	823,090
合計	1,442,127

(注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 販売実績総額に対する割合が、100分の10以上に該当する相手先はありません。

3. 小売事業及び外食事業に係る事業形態別販売実績は、次のとおりであります。

事業形態別	当第1四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
	金額(千円)
小売事業	
直営店売上	344,947
FC卸売上	59,424
FCその他収入	554
計	404,926
外食事業	
直営店売上	164,238
FC卸売上	32,635
FCその他収入	17,236
計	214,110

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、新たに決定または締結した経営上の重要な契約はありません。

## 3 【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 業績の状況

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、米国サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融不安の高まりと急速な円高進行が実体経済にも影を落とし始め、企業の生産活動の減退や雇用環境の悪化、個人消費の低迷など、景気後退が明らかとなりました。

食品業界におきましては、消費者の節約意識の高まり、食品の偽装問題から食の安心・安全に対する不信感など、厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもとで、当社は製造卸モデルの収益基盤確立及び製造小売モデルの再スタート元年を今年度の主要課題に事業を推進してまいりました。

卸売事業につきましては、価格見直し交渉を実施しWIN-WINの関係構築を目指せる取引先との取引に絞り込んだことにより販売数量ベースでは30%以上の減少となりましたが、採算割れ商品の大幅な減少により収益的には改善することができました。

また、小売事業につきましては、前期までに再構築したモデルの出店元年という位置づけで集客力の高い商店街に6店舗出店いたしました。加えて、モデルの進化を図るために10月にはパイロット店舗を出店し、検証をスタートいたしました。

これらの結果、売上高、営業利益及び経常利益につきましては順調に推移しております。一方で、連結子会社の楽陽食品株式会社及び持分法適用関連会社の株式会社ミズホにおきましては製造・販売において相乗効果を期待しておりましたが、当社の経営資源が限られていたこともありその効果が想定ほど見込めず、また食品業界を取り巻く厳しい環境を勝ち残るためには豆腐事業に経営資源を集中すべきと判断し、両社全株式を12月に譲渡したことに伴い特別損失を計上いたしました。

以上の結果、当第1四半期会計期間の売上高は1,442,127千円（前年同四半期比4.4%増）、営業損失は2,740千円（前年同四半期は営業損失91,365千円）、経常損失は1,451千円（前年同四半期は経常損失90,424千円）、四半期純損失は454,577千円（前年同四半期は四半期純損失48,644千円）となりました。

事業部門別の業績の内訳は、次のとおりであります。

### ① 小売事業

小売事業につきましては、当第1四半期会計期間末時点での「三代目茂蔵工場直売所」店舗数は直営22店舗、FC93店舗の合計115店舗となっております。今年度は「製造小売モデルの再スタート元年」と位置づけ、「三代目茂蔵工場直売所」直営店舗の出店を進めてまいりました。結果、集客力のある商店街を対象とする「商店街型モデル」6店舗を出店し、加えて、モデルの進化を図るため「郊外型モデル」のパイロット店舗を10月に出店し検証をスタートいたしました。また、FC店舗におきましても直営店舗での成功事例を取り入れてSV活動を積極的に実施することにより売上高の増加を推進いたしました。

中食形態においても、「茂蔵Deli」において工場直売所と同様の販売方法を取り込んだ結果、集客力が増加し店舗当たりの売上増加を図ることができました。

この結果、小売事業の売上高は404,926千円となりました。

### ② 外食事業

外食事業につきましては、消費者の内食回帰の高まりが増すなか、中食マーケットとの競争激化、原材料コストの高騰、パート・アルバイト等の人件費の上昇等が見られ引き続き厳しい状況が続いております。このような状況のもと、当社製品比率を高めることによる食材コスト及びメニュー数の絞込みによるオペレーションコストの削減によりメニュー単価を10%程度引き下げ、差別化を図ったメニュー変更を11月から実施いたしました。結果、商業施設型の店舗を中心に集客力の向上を図ることができました。一方で、今後集客効果の見込みが低い2店舗を閉店いたしました。

この結果、外食事業の売上高は214,110千円となりました。

### ③ 卸売事業

卸売事業につきましては、収益基盤の確立を図るべく昨年9月までに価格見直し交渉を実施し10月より新価格での取引を開始いたしました。結果、大口取引先数社で廉価品を中心に販売数量が大幅に落ち込み、全体でも30%以上販売数量が減少しましたが、収益面におきましては採算割れ商品の減少により改善傾向となっております。一方で、原材料等価格の落ち着きと消費者の節約志向の高まりを受け、大手流通業からの価格引下げ要請が根強く、今後はWIN-WINの関係構築を図れる取引先拡大が課題となります。この課題を解決するためにまずは取引先の拡大・分散を図ることが必要と考え、新規の取引先拡大に努めてまいりました。

この結果、卸売事業の売上高は823,090千円となりました。

なお、当第1四半期会計期間の出店状況は、次のとおりであります。

			前期末 店舗数	増加	減少	当期末 店舗数
小売事業	工場直売所	直営店	15	7	-	22
		F C店	98	4	9	93
	Tofu Sweets茂蔵	直営店	1	-	-	1
		F C店	-	-	-	-
	茂蔵Deli (中食事業)	直営店	7	-	-	7
		F C店	10	-	-	10
小売事業計			131	11	9	133
外食事業	三代目茂蔵	直営店	12	-	2	10
		F C店	21	-	1	20
外食事業計			33	-	3	30
総合計			164	11	12	163

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、221,990千円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果回収した資金は、110,617千円となりました。これは主に、税引前四半期純損失448,724千円の内訳として非資金項目である減価償却費及びその他の償却費67,837千円、関係会社株式売却損420,734千円を計上したこと及び仕入債務の増加額108,058千円等によるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、325,583千円となりました。これは主に、関係会社株式の売却による収入352,000千円等によるものであります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、361,890千円となりました。これは、長期借入金の返済による支出334,645千円及びリース債務の返済による支出27,245千円によるものであります。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000
計	500,000

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	143,166	143,166	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式1株
計	143,166	143,166	—	—

(注)「提出日現在発行数」には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

(平成14年5月14日臨時株主総会特別決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	28個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	4,200株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき16,464円(注)3
新株予約権の行使期間	平成16年6月1日から 平成24年5月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 16,464円 資本組入額 8,232円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 新株予約権1個当たりの株式数は、150株であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。  
ただし、この調整は本件新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てることといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は目的となる株式の数を調整いたします。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が調整前発行価額を下回る価額で新株を発行する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は行使価額を調整いたします。

4. 新株予約権の行使の条件等

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要することといたします。  
ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合、この限りではありません。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができることといたします。
- ③ 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要することといたします。
- ④ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないことといたします。
- ⑤ その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによることといたします。

(平成15年12月18日定時株主総会特別決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	180個(注)1、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	900株(注)2、5
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき63,439円(注)3
新株予約権の行使期間	平成18年5月1日から 平成21年4月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 63,439円 資本組入額 31,720円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 新株予約権1個当たりの株式数は、5株であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。  
ただし、この調整は本件新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる0.01株未満の株式については、これを切り捨てることといたします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は目的となる株式の数を調整いたします。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が調整前発行価額を下回る価額で新株を発行する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は行使価額を調整いたします。

#### 4. 新株予約権の行使の条件等

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要することといたします。  
ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合、この限りではありません。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができることといたします。
- ③ 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要することといたします。
- ④ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないことといたします。
- ⑤ その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによることといたします。

5. 退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

(平成16年12月21日定時株主総会特別決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	615個(注)1、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	615株(注)2、5
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき102,751円(注)3
新株予約権の行使期間	平成19年2月1日から 平成22年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 102,751円 資本組入額 51,376円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 新株予約権1個当たりの株式数は、1株であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。  
ただし、この調整は本件新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる0.01株未満の株式については、これを切り捨てることといたします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は目的となる株式の数を調整いたします。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が調整前発行価額を下回る価額で新株を発行する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は行使価額を調整いたします。

#### 4. 新株予約権の行使の条件等

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要することといたします。  
ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合、この限りではありません。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができることといたします。
- ③ 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要することといたします。
- ④ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないことといたします。
- ⑤ その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによることといたします。

5. 退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じておりません。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。  
(平成19年6月12日臨時取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権付社債の残高	300,000千円
新株予約権の数	30個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	19,986株 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき15,010円 (注)2
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成22年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 15,010円 資本組入額 7,505円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものといたします。
新株予約権の譲渡に関する事項	—
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 行使により生じる1株未満の端数は切捨て、現金による調整は行わない。

2. 本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当たりの額(以下、「転換価額」という。)は、15,010円といたします。

#### 転換価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整いたします。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

また、当社は下記第(3)号に掲げる株式の併合の場合等にも適宜転換価額を調整いたします。

(2) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額適用時期については、次に定めるところによるものとします。

① 下記第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受けるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用いたします。

② 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合、調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用いたします。

ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用いたします。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または下記第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用いたします。上記にかかわらず、転換交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使される当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用いたします。

- ④ 当社が発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用いたします。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に上記第(2)号③または⑤による転換価額の調整が行われている場合には、(i)上記交付が行われた後の下記第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとしたします。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（下記第(3)号乃至第(5)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における下記第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、上記第(2)号③による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等が全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本項第(2)号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用いたします。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、上記第(2)号③または上記(i)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等が全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの下記(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用いたします。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用いたします。

- ⑥ 上記第(2)号③乃至⑤における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（上記第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいいます。

- ⑦ 上記第(2)号①乃至③の各取引において、当社普通株式に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記第(2)号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものいたします。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものいたします。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その端数に調整後転換価額を乗じた金額を返還いたします。

- (3) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとしします。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、上記第(2)号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日は除く。）としします。  
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものいたします。
- ③ 完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、上記第(2)号乃至下記第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式数のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものいたします（当該転換価額の調整において上記第(2)号乃至下記第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。
- ④ 上記第(2)号①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は、上記第(2)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (4) 上記第(2)号で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行うものいたします。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整が必要とするとき。
- ② その他当社普通株式数の変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 上記第(1)号乃至第(4)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、上記(2)号の⑦の場合その他適用の日の前日までの前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行うものいたします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金	
	増減数(株)	残高(株)	増減額(千円)	残高(千円)	増減額(千円)	残高(千円)
平成20年10月1日 ～平成20年12月31日	—	143,166	—	2,705,926	—	2,606,612

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

(平成20年12月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 143,166	143,166	単元株式1株
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	143,166	—	—
総株主の議決権	—	143,166	—

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が20株含まれております。また「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数20個が含まれております。

② 【自己株式等】

(平成20年12月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 10月	11月	12月
最高(円)	9,900	7,050	6,010
最低(円)	5,810	3,400	4,200

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表及び当第1四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は、次のとおり交代しております。

第22期連結会計年度	太陽A S G有限責任監査法人
第23期第1四半期累計期間及び連結累計期間	監査法人アヴァンティア

### 3. 四半期連結財務諸表について

平成21年9月期第2四半期より非連結決算となるため、通期を通しての統一性と整合性を図る観点より当第1四半期より非連結となりました。

なお、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フローにつきましては、2 その他に記載しております。

1 【四半期財務諸表】  
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	221,990	147,680
売掛金	626,597	683,986
商品	20,240	13,071
製品	18,052	15,745
原材料	76,149	64,503
貯蔵品	10,438	9,567
立替金	70,656	71,541
未収入金	34,744	29,026
その他	47,053	47,801
貸倒引当金	△44,200	△46,820
流動資産合計	1,081,722	1,036,105
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1, ※2 361,180	387,780
構築物（純額）	※1 61,956	63,939
機械及び装置（純額）	※1 600,188	644,540
工具、器具及び備品（純額）	※1 52,090	42,462
土地	※2 730,067	730,067
その他（純額）	※1 16,884	16,977
有形固定資産合計	1,822,367	1,885,767
無形固定資産		
無形固定資産	28,818	36,223
投資その他の資産		
投資有価証券	201,638	202,767
関係会社株式	6,445	779,180
長期貸付金	430,000	430,000
関係会社長期貸付金	35,000	35,000
敷金及び保証金	61,127	54,630
長期未収入金	245,948	238,526
その他	22,896	20,467
貸倒引当金	△695,734	△687,528
投資その他の資産合計	307,320	1,073,043
固定資産合計	2,158,507	2,995,035
資産合計	3,240,230	4,031,140

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	532,810	424,752
1年内返済予定の長期借入金	※2 64,296	224,296
リース債務	74,745	—
未払金	306,803	368,264
未払費用	94,067	101,868
未払法人税等	12,517	31,568
株主優待引当金	9,800	9,800
その他	12,199	5,477
流動負債合計	1,107,240	1,166,027
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	300,000	300,000
長期借入金	※2 187,816	362,461
リース債務	260,543	—
長期末払金	—	362,535
その他	7,365	7,365
固定負債合計	755,724	1,032,361
負債合計	1,862,965	2,198,388
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,705,926	2,705,926
資本剰余金	2,606,612	2,606,612
利益剰余金	△3,912,732	△3,458,154
株主資本合計	1,399,806	1,854,384
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△22,542	△21,632
評価・換算差額等合計	△22,542	△21,632
純資産合計	1,377,264	1,832,752
負債純資産合計	3,240,230	4,031,140

(2) 【四半期損益計算書】  
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	1,442,127
売上原価	940,325
売上総利益	501,802
販売費及び一般管理費	※1 504,542
営業損失(△)	△2,740
営業外収益	
受取利息	677
補助金収入	5,880
その他	877
営業外収益合計	7,435
営業外費用	
支払利息	5,849
その他	297
営業外費用合計	6,146
経常損失(△)	△1,451
特別利益	
貸倒引当金戻入額	5,500
特別利益合計	5,500
特別損失	
関係会社株式売却損	420,734
その他	32,037
特別損失合計	452,772
税引前四半期純損失(△)	△448,724
法人税、住民税及び事業税	5,853
法人税等合計	5,853
四半期純損失(△)	△454,577

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期累計期間  
(自 平成20年10月1日  
至 平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失 (△)	△448,724
減価償却費及びその他の償却費	67,837
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	5,585
受取利息及び受取配当金	△677
支払利息	5,849
関係会社株式売却損益 (△は益)	420,734
売上債権の増減額 (△は増加)	48,336
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△21,990
仕入債務の増減額 (△は減少)	108,058
未払金の増減額 (△は減少)	△61,067
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△11,940
その他	23,939
小計	135,941
利息及び配当金の受取額	22
利息の支払額	△4,934
法人税等の支払額	△20,411
営業活動によるキャッシュ・フロー	110,617
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△19,547
関係会社株式の売却による収入	352,000
敷金及び保証金の差入による支出	△8,908
敷金及び保証金の回収による収入	5,503
その他	△3,463
投資活動によるキャッシュ・フロー	325,583
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△334,645
リース債務の返済による支出	△27,245
財務活動によるキャッシュ・フロー	△361,890
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	74,310
現金及び現金同等物の期首残高	147,680
現金及び現金同等物の四半期末残高	*1 221,990

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として最終仕入原価法によっておりましたが、当第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以降開始する事業年度に係る四半期財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

**【簡便な会計処理】**

当第1四半期会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

該当事項はありません。

**【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】**

当第1四半期会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

該当事項はありません。

**【追加情報】**

当第1四半期会計期間  
（自平成20年10月1日  
至平成20年12月31日）

従来、「長期未払金」として表示しておりました所有権移転ファイナンス・リースに係る債務につきましては、当第1四半期会計期間より「リース債務」として表示しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末 (平成20年9月30日)																																				
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,346,858千円</p> <p>※2. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">54,476千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">426,500千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">480,976千円</td> </tr> </table> <p>担保付債務は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">一年内返済予定の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">64,296千円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">187,816千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">252,112千円</td> </tr> </table> <p>3. 偶発債務 次の会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">保証先 株式会社ドナテロウズジャパン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td style="text-align: right;">48,230千円</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td style="text-align: right;">借入債務</td> </tr> </table>	建物	54,476千円	土地	426,500千円	計	480,976千円	一年内返済予定の長期借入金	64,296千円	長期借入金	187,816千円	計	252,112千円	保証先 株式会社ドナテロウズジャパン		金額	48,230千円	内容	借入債務	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,312,914千円</p> <p>※2. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">265,449千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">599,194千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">864,644千円</td> </tr> </table> <p>担保付債務は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">一年内返済予定の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">224,296千円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">362,461千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">586,757千円</td> </tr> </table> <p>3. 偶発債務 次の会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">保証先 株式会社ドナテロウズジャパン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td style="text-align: right;">53,240千円</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td style="text-align: right;">借入債務</td> </tr> </table>	建物	265,449千円	土地	599,194千円	計	864,644千円	一年内返済予定の長期借入金	224,296千円	長期借入金	362,461千円	計	586,757千円	保証先 株式会社ドナテロウズジャパン		金額	53,240千円	内容	借入債務
建物	54,476千円																																				
土地	426,500千円																																				
計	480,976千円																																				
一年内返済予定の長期借入金	64,296千円																																				
長期借入金	187,816千円																																				
計	252,112千円																																				
保証先 株式会社ドナテロウズジャパン																																					
金額	48,230千円																																				
内容	借入債務																																				
建物	265,449千円																																				
土地	599,194千円																																				
計	864,644千円																																				
一年内返済予定の長期借入金	224,296千円																																				
長期借入金	362,461千円																																				
計	586,757千円																																				
保証先 株式会社ドナテロウズジャパン																																					
金額	53,240千円																																				
内容	借入債務																																				

(四半期損益計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)		
<p>※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">運賃及び保管料等</td> <td style="text-align: right;">148,135千円</td> </tr> </table>	運賃及び保管料等	148,135千円
運賃及び保管料等	148,135千円	

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)						
<p>※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">221,990千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">—千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">221,990千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	221,990千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—千円	現金及び現金同等物	221,990千円
現金及び預金勘定	221,990千円					
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—千円					
現金及び現金同等物	221,990千円					

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年12月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 143,166株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)	当第1四半期会計期間末残高(千円)
第2回転換社債型新株予約権付社債	普通株式	19,986	-

(注) 第2回転換社債型新株予約権付社債の目的となる株式の数は、転換社債型新株予約権付社債の残高を新株予約権の行使価額(転換価額)で除して得られた数を記載しております。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末 (平成20年9月30日)
1株当たり純資産額 9,620.05円	1株当たり純資産額 12,801.59円

2. 1株当たり四半期純損失金額等

当第1四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 △3,175.18円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額	
四半期純損失(△)(千円)	△454,577
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△454,577
期中平均株式数(株)	143,166
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—————

(重要な後発事象)

当第1四半期会計期間末(平成20年12月31日)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

連結子会社であった樂陽食品株式会社（連結子会社）と平成20年12月31日付で連結した場合の四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書は以下のとおりです。

### （1）四半期連結損益計算書

科目	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
	金額(千円)
売上高	2,108,805
売上原価	1,461,923
売上総利益	646,882
販売費及び一般管理費	651,095
営業損失	4,213
営業外収益	
受取利息	677
補助金収入	5,880
その他	1,359
営業外収益合計	7,917
営業外費用	
支払利息	7,034
その他	297
営業外費用合計	7,331
経常損失	3,627
特別利益	
貸倒引当金戻入額	5,500
投資有価証券売却益	166
特別利益合計	5,666
特別損失	
関係会社株式売却損	46,862
その他	32,205
特別損失合計	79,067
税金等調整前四半期純損失	77,029
法人税、住民税及び事業税	5,856
少数株主損失	△263
四半期純損失	82,622

## (2) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

科目	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
	金額 (千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失 (△)	△77,029
減価償却費	87,303
のれん償却額	474
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	5,223
受取利息及び受取配当金	△677
支払利息	7,034
関係会社株式売却損	46,862
売上債権の増減額 (△は増加)	△26,054
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△47,255
未収入金の増減額 (△増加)	△9,223
仕入債務の増減額 (△は減少)	273,040
未払金の増減額 (△は減少)	7,821
未払消費税等の増減額 (△は減少)	14,968
未払費用の増減額 (△は減少)	△9,254
その他	△3,420
小計	269,816
利息及び配当金の受取額	1,092
利息の支払額	△7,455
法人税等の支払額	△20,411
営業活動によるキャッシュ・フロー	243,041

科目	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
	金額 (千円)
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△25,337
投資有価証券の取得による支出	△211
投資有価証券の売却による収入	8,552
連結の範囲の変更を伴う子会社株式 の売却による収入	104,005
敷金及び保証金の差入による支出	△8,918
敷金及び保証金の回収による収入	5,503
その他	△3,463
投資活動によるキャッシュ・フロー	80,129
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	80,000
長期借入金の返済による支出	△346,727
リース債務の返済による支出	△27,245
財務活動によるキャッシュ・フロー	△293,972
現金及び現金同等物の増減額 (△は減 少)	29,197
現金及び現金同等物の期首残高	192,792
現金及び現金同等物の四半期末残高	221,990

(四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更)

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1)連結の範囲の変更 楽陽食品株式会社につきましては、当第1四半期連結会計期間において、同社株式のすべてを譲渡したため、連結の範囲から除外しております。 (2)変更後の連結子会社の数 一社
2. 持分法の適用に関する事項	(1)持分法適用関連会社の変更 株式会社ミズホ及び株式会社サッポロ巻本舗につきましては、当第1四半期連結会計期間において、同社株式のすべてを譲渡したため、持分法適用範囲から除外しております。 (2)変更後の持分法適用関連会社の数 一社
3. 会計処理基準に関する事項の変更	(1)棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として最終仕入原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これによる損益に与える影響はありません。

	<p style="text-align: center;">当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)</p>
	<p>(2)リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以降開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

(簡便な会計処理)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(注記事項)

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。	
運賃及び保管料等	220,488千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対 照表に掲記されている科目の金額との関係	
(平成20年12月31日現在)	
現金及び預金勘定	221,990千円
預入期間が3ヶ月を超える定期 預金	－千円
現金及び現金同等物	<u>221,990千円</u>

(セグメント情報)

(事業の種類別セグメント情報)

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

当社グループは、食品の製造及び販売等を行う単一事業のため、該当事項はありません。

(所在地別セグメント情報)

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

(海外売上高)

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年9月30日)
当第1四半期連結会計期間末において、連結子会社がないため、連結貸借対照表を作成しておりませんので、該当事項はありません。	1株当たり純資産額 10,198.62円

2. 1株当たり四半期純損失金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 $\Delta 577.11$ 円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額	
四半期純損失(△)(千円)	$\Delta 82,622$
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	$\Delta 82,622$
期中平均株式数(株)	143,166
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—————

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

株式会社篠崎屋

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 小笠原 直 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 直人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社篠崎屋の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第23期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社篠崎屋の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

株式会社篠崎屋

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 小笠原 直 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 直人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社篠崎屋の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社篠崎屋及び連結子会社の平成20年12月31日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。